

## 「内装士」の名称を「日装連インテリアデコレーター」に変更

さる3月9日に開催した、内装士・教育資格委員会WG会、および3月22日開催の常任理事会の討議を経て、永らく日装連において定款事業としての資格と言われてきた「内装士」の名称が、「日装連インテリアデコレーター」変更されることとなった。

現在、厚生労働省と進めている厚労大臣認定資格(社内検定認定)への挑戦作業の中で、厚生労働省から、現在の「内装士」では国家資格と混同してしまうおそれがあるとして、名称を変更するようにとの指導があった。それを受け、一昨年より通称として「内装士(日装連インテリアデコレーター)」と表現してきた。

それをこのたび、正式に「日装連インテリアデコレーター」という名称に変更する。

今後の手続きについては、5月14日開催の理事会、ならびに6月8日開催の第52回通常総会において討議し、定款(第2章第7条の(7)の部分)の「内装士制度に関する事業」を「日装連インテリアデコレーター制度に関する事業」へと変更し、正式に「日装連インテリアデコレーター制度に関する事業」として再スタートする。

また定款の変更に合わせて、現在の委員会名称「内装士・教育資格委員会」についても「ID・教育資格委員会」に変更される。

なお、平成30年度(第36次)日装連インテリアデコレーター試験は、10月5日に実施される予定である。

日装連新聞(第491号)より引用